

災害援護資金の貸付対象世帯の 所得制限に特例が設けられました。

(東日本大震災 特例措置)

東日本大震災により一定規模以上の被害を受けた世帯が、災害援護資金の貸付を受けることができる
場合の所得制限について、新たな特例措置が追加されました。

○今回の特例措置の内容

災害援護資金の貸付は、災害により一定規模以上の被害を受けた世帯で、被災時の世帯の総所得が下表の額
(以下「基準額」といいます。)未満である世帯が受けることができます。

東日本大震災の被害を受けた世帯の総所得額は、今まで平成21年分の所得(平成22年度の市町村民税課税
所得)により算定していましたが、震災による被災世帯の所得の状況をより反映するために、被害を受けた年
である平成23年分の所得(平成24年度の市町村民税課税所得)が平成21年分の所得を下回る場合は、平成
23年分の所得により算定することになりました。

(現行) 平成21年分の世帯総所得額が基準額未満である世帯



(特例) 1. 平成21年分の世帯総所得額が基準額未満である世帯
2. 平成23年分の世帯総所得額<平成21年分の世帯総所得額の場合は、
平成23年分の世帯総所得額が基準額未満である世帯

※ 所得制限の基準額

世帯の人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、 世帯の人数にかかわらず、 1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに 30万円を加えた額	